意見等の取扱い及び答申書のまとめ方について

1 総合計画審議会の意見等の取扱いについて

(1)

各部会の意見等

(2)

全体会の意見等

③総合計画審議会会長・企画課

答申書(案)を調製

④第4回全体会

答申書の内容を確認、決定し、市長に答申

⑤総合計画策定会議(庁内会議)、各課等 答申を踏まえて総合計画(素案)の修正・最終案の決定

⑥企画課

基本構想を12月議会に提出

⑦企画課

第六次総合計画の公表(令和6年3月)

- 2 答申書のまとめ方について
 - 答申書は、第1回~第3回全体会及び第1回~第3回部会(資料12)での意見に基づき作成する。
 - 答申書のうち、総合計画審議会委員の意見や提案には、法律等に関する意見で、 本市に裁量がないもの等を除き、原則全ての意見を反映する。

ただし、各施策のレイアウトに関する意見等、同様の意見は取りまとめて掲載する。(資料16「答申書のイメージ」参照)